

認定基準について

1 認定基準の概要

職員が災害を受け、その災害が公務災害として認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配拘束下にある状況でその災害が発生したこと（公務遂行性）を前提として、公務と負傷、公務と疾病との間に相当因果関係があること（公務起因性）が要件となる。

よって、私的行為中の災害、故意による災害、本人の素因による災害、天災地変による災害及び偶発的な事故による災害（私的怨恨による災害を含む）については公務災害として認められないこととなる。

勤務時間中の災害、勤務公署における災害であっても、その事実だけで全てが公務災害となるわけではない。また、一方で、自宅で疾病を発症した場合において、公務災害が認められる場合もある。

公務災害の認定にあたっては、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したことが証明されるか否か、公務に内在する危険が現実化した災害であることが経験則上認められるものであるか否か（公務が相対的に有力な原因であると認められるか否か）について検討が必要となります。

2 公務災害の認定基準

公務災害の公務上外の認定は、基金理事長通知（「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）により行っている。

(1) 公務上の負傷について

- 負傷に係る公務上外の認定に当たって、特に問題となる点は、公務遂行性の有無であり、次の から に掲げるような場合は原則として公務遂行性が認められる。
- ただし、次の から に該当し公務遂行性が認められたとしても、公務自体に災害を発生させるような危険が内在していない場合や特に災害を発生させるような出来事が外面的に認められない場合は公務起因性が認められないため公務外の災害となる。

職務遂行中

通常又は臨時に割り当てられた自己の職務（地方公務員法第39条の規定による研修及び同法第42条の規定による職員の保健のための健康診断の受診を含む）を遂行している場合に発生した負傷は公務上の災害となる。

事例 調理員が献立に従い食材を包丁で切っていた際、誤って左手指を切る

▶公務上：通常割り当てられた自己の職務を遂行している場合に発生した災害は、公務上の災害となる。

**事例 地方公務員法第 39 条に基づく研修を受講するため自宅から会場へ向かう途上で
の事故**

▶公務上：地方公務員法第 39 条の研修を受講については、職員に対して臨時に割り当てられた職務であると認められており、日常勤務する勤務公署以外の場所での研修を受講した場合については、その間の過程全般を通じて、特別の事情が認められない限り任命権者の支配下にあるものとして包括的に公務遂行性が認められている。

※参考

公務災害の対象となる研修は、地方公務員法第 39 条の規定に基づき任命権者が行う研修（任命権者が研修計画を樹立し、当該研修に職務として職員を参加させたもの）である。

職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為中

職務遂行に通常伴う合理的行為中に発生した負傷は、公務上の災害となる。

職務遂行に通常伴う合理的行為とは、職務付随行為といわれるもので、業務待機中の行為、生理的必要行為のための往復行為、公務達成のための善意行為、勤務場所と食事施設との往復行為、勤務場所と医療機関との往復行為などがある。

事例 勤務時間中、水を飲むため水場へ向かう途中、段差で躓き転倒

▶公務上：職員が職務遂行中に水を飲みに行く行為は私的行為であるが、職務遂行に通常伴うと認められる必要かつ合理的行為でしかも些細な行為であるため、勤務場所を離れてその行為を行うための往復行為中の負傷については、職務遂行に伴うと認められる合理的行為として公務遂行性が認められる。

事例 給料日の勤務時間に、給料を引き出そうと近くの銀行に向かう途中自動車と接触

▶公務外：個人のお金を引き出す行為は、公務と関連性のない私的行為であり当該行為が公務を遂行する上で必要な行為とは言えないため、当該行為は職務遂行に通常伴う合理的行為とは認められない。

**事例 役場職員が公務外出中、近くの民家から出火しているのを発見し消火活動中に
負傷**

▶公務外：公務達成のための善意行為については、同僚の職務を援助する行為や本人の所属する組織体の業務の運営を阻害する状態を排除する行為等、組織体の業務能率により深い関係を持つ行為がこれに該当し、公務上の必要のない、いわゆる社会一般の道義的立場からの善意行為に当たる場合は、職務遂行に通常伴う合理的行為とは認められない。

事例 昼休み中、勤務公署に隣接する食堂に昼食をとりに向かった際に道路上で転倒

▶公務上：勤務と勤務の間に食事を摂ることは職務を遂行する上で不可欠なものであることから勤務公署内の食堂（勤務公署内に食事施設が無い場合又は食事施設が不十分な場合は勤務公署近辺の食堂）との間の合理的な経路及び方法による往復行為については職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為として公務遂行性が認められる。

職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務時間の始め又は終わりにおいて、職務遂行に必要な準備又は後始末行為を行っている場合に発生した負傷は公務上の災害となる。

事例 勤務終了後、2階にある更衣室で着替えを済ませ、階段を下りようとして負傷

▶公務上：勤務終了後の更衣については、職務遂行に必要な後始末行為と認められるため公務上の災害となる。

救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となる。

防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその付属施設を防護する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となる。

出張中又は赴任期間中の負傷

出張又は赴任の期間中は、職員は任命権者の直接の管理下からは離れるが包括的支配下で職務を遂行するものであり、全行程について包括的に公務遂行性を認めることとしている。ただし、(ア)合理的経路又は方法によらない順路にある場合、(イ)(ア)に該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき、(ウ)出張先の宿泊施設が法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるときを除く。

事例 出張期間中、宿泊先の施設内にあるテニスコートにてテニスをしていたところ、足を捻挫

▶公務外：このような行為は、出張に通常伴う行為から逸脱した恣意的行為と認められるため公務上の災害とはならない。

特別な事情下での出退勤途上の負傷

一般に出勤又は退勤の途上にある場合の災害は通勤災害の対象となるが、出退勤途上の災害であっても、任命権者により交通機関が指定されている場合や緊急の呼び出しを受けた場合等には、その出退勤について任命権者の拘束性が認められ、また、社会通念上いわゆる異常な時間帯に出退勤する場合等にあっては、その勤務の特殊性に着目して任命権者の拘束性を認め、公務遂行性があるものとして、公務災害の対象とすることとされている。

事例 深夜勤務（午後10時～午前7時）終了後、退勤途上での交通事故

▶公務上：午後10時から翌日午前5時までの時間帯を含む勤務時間を引き続いて勤務し、当該行為が終了した後の退勤途上において発生した災害については、異常な時間を含んで勤務したという勤務の特殊性に着目して、通勤災害としてではなく公務災害として取り扱うこととなる。

レクリエーション参加中の災害

地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合に発生した負傷は公務上の災害となる。

設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

勤務場所又はその付属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるものは、公務上の災害となる。

入居義務のある宿舎の不完全または管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷は、公務上の災害となる。

職務遂行に伴う怨恨による負傷

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は公務上の災害となる。

事例 警察官が職務質問した被疑者に殴られ負傷

▶公務上：当該負傷は、他人の故意に起因する負傷であるため、災害発生について当該職務と密接な関係にあるというだけでは足りず、その職務に怨恨を受ける内在危険が存在しているかどうかの検討が必要となる。警察官は職務から怨恨を受ける危険性が高い職種であることから、被疑者とのやりとりの中に相手を挑発するような言動等が認められなければ、公務上の災害と認められる。

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務上の災害となる。

ex：公務災害によって下肢を骨折した者がその下肢の骨折が原因となって転倒し、同一部位を再骨折した場合等

その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

前記 ~ のほか、公務と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務上の災害となる。

【公務遂行性は認められるが、公務起因性が認められない事例】

事例 XI 給食調理員がお盆を食器棚に移す作業を行っていたところ右肩腱板を損傷

▶公務外：肩腱板損傷は手に重い物を持って急に持ち上げたり、転んで手をつき肩をねじったりすると、これらの肩を支える腱が損傷を受けることがあるとされているが、本件はクラス毎のお盆を入れたお盆かご（約 11kg）を食器棚に移す作業を何度か行っていた際に右肩に激痛が走ったとされており、特に肩を支える腱に損傷を与える程の急激な動作をしているものとは認められないため公務起因性が認められない。

事例 XII 清掃職員がクリーンセンター内にて通路に置いてあった高さ 28cm の作業台を乗り越えたところ左腓腹筋を挫傷

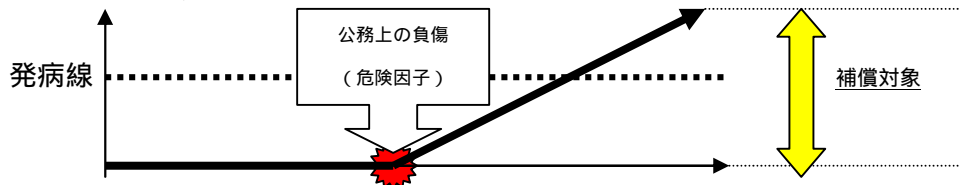
▶公務外：作業台の高さは 28cm に過ぎず、この程度の高さを昇降することは通常の日常業務又は一般生活において行われる動作と変わるものではなく、着地時に転倒した等のアクシデントも認められないことから公務起因性が認められない。

(2) 公務上の疾病について

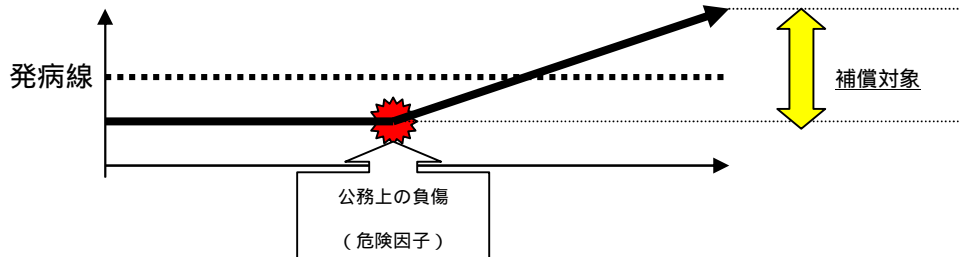
公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は、公務上の負傷と相当因果関係をもって発症した疾病をいうものであり、公務上の負傷によって直接発症する疾病のほか、その疾病が原因となって続発する疾病も含まれる。また、既往の私的疾病を公務上の負傷により著しく増悪した場合もこの基準によって取り扱われる。

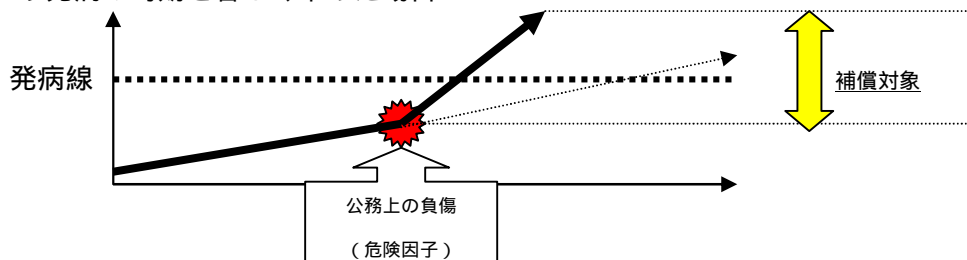
ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者がその負傷によって発病した場合

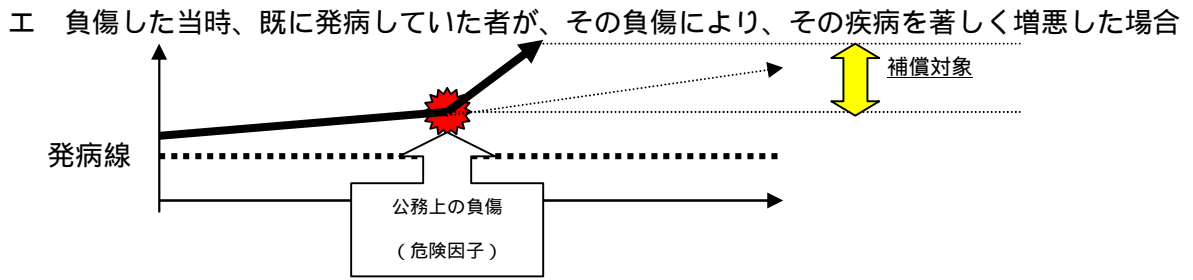


イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合



ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により発病の時期を著しく早めた場合





職業性疾病

認定基準に掲げる職業病で、当該疾患に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が、当該疾病を発症させる原因となるに足るもので、かつ医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は特に反証のない限り公務上のものとする。
 ex : 放射線技師の放射線障害、看護師の肝炎等

その他公務に起因することが明らかな疾病

及び に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上のものとする。 ex : 脳・心臓疾患、椎間板ヘルニア

【腰痛事案の認定基準】

特に腰痛事案については、以下のような認定基準により判断を行うこととなる。

腰痛については「腰痛の公務上外の認定について」(昭和52年2月14日地基補第67号)により判断することとなり、その基準は「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」の二つに分けられている。

1 災害性の原因による腰痛

次のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするものは公務上の腰痛として取り扱う。

腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。

腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

公務上となる事例

重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人がかりで運搬する最中にそのうちの一人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合

事故的な事由はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合

2 災害性の原因によらない腰痛

- (1) 下記のような腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3ヵ月から数年以内をいう。）従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とする場合は公務上の腰痛として取り扱う。
- ア 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
 - イ 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
 - ウ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長時間にわたり持続して行う業務
 - エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- (2) 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは公務上の腰痛として取り扱う。

3 通勤災害の認定基準

通勤災害とは地方公務員災害補償法における「通勤」に起因する災害をいう。

(1) 地方公務員災害補償法における「通勤」とは

勤務のための往復行為であること

ア) 住居と勤務場所、イ) 勤務場所等から他の勤務場所への移動、ウ) 住居と勤務場所との往復に先行し又は後続する住居間の移動であること

イ) の「勤務場所等から他の勤務場所への移動」とは

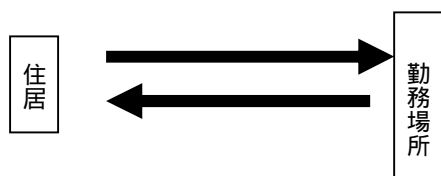
- a 勤務場所から他の勤務場所への移動
- b 労働者災害補償保険法の適用事業に係る就業の場所から勤務場所への移動
- c 国家公務員災害補償法に規定する職員の勤務場所から勤務場所への移動
- d その他の勤務場所並びに上記 b 及び c に掲げる就業の場所に類するものから勤務場所への移動

ウ) については単身赴任者が赴任先住居と帰省先住居との間を、勤務に就く当日若しくは前日又は勤務に従事した当日若しくは翌日に行った移動がこれに該当する。

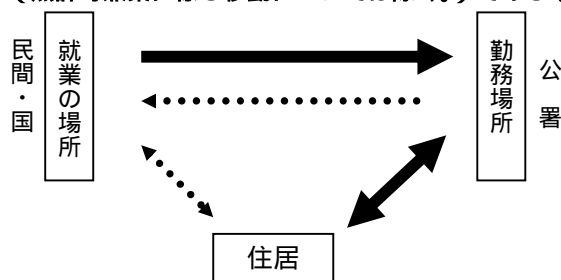
社会通念上合理的とされる経路及び方法によること

経路を逸脱又は中断した場合には、その間及びその後の往復行為は含まれない（ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって、総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、その後の移動は通勤に含まれる）

住居と勤務場所との往復である場合

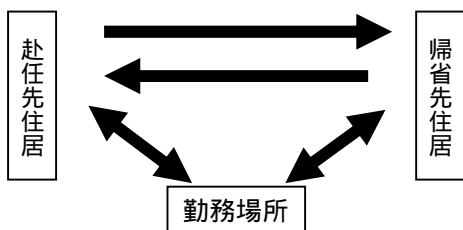


複数就業者の就業の場所から公署への移動（無許可兼業に係る移動については除く。）である場合



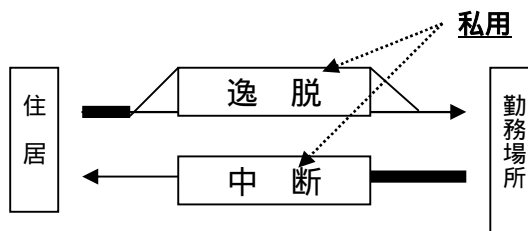
「勤務場所」から「就業の場所」への移動及び「就業の場所」と「住居間」の移動については、労災保険制度等で対応

単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合



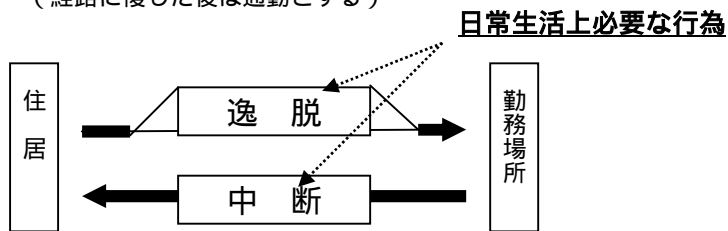
逸脱又は中断が、日用品の購入でない場合

（経路に復したとしても、通勤とはしない）



逸脱又は中断が、日用品の購入である場合

(経路に復した後は通勤とする)



メモ、 通勤の「始点・終点」について

住居にあっては、原則として門、マンションのドア等が境界点であり、勤務場所にあっては、原則として任命権者の支配管理権が及ぶ範囲である勤務公署の施設構内出入り口がその境界点である。

(2) 定義及び説明

勤務のため

「勤務のため」とは勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいうものであり、当該移動が全体としてみて勤務と密接な関連性をもって行われるものをいう。

事例 積雪のため通常より約1時間早く出勤したところ路面でスリップし転倒

▶通勤該当：通常より1時間早く自宅を出た理由は、積雪により道路が渋滞することが予想されたためであり、交通機関の混雑を避けることを目的とした早出勤については勤務との関連性は失われず、通勤災害に該当する。

事例 通勤途上、ゴルフ練習をするため、通常より1時間程度早く自宅を出た際の事故

▶通勤非該当：ゴルフ練習は通勤とは関係のない私的用務と認められ、ゴルフをするための早出は勤務に密接に関連するものとは認められず、出勤と勤務との関連性を失ったものと認められ、当該通勤行為そのものが勤務のための通勤とは認められない。

住居

職員が居住して、日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋（特別の事情がある場合の臨時の宿泊施設を含む。）

家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点

単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家

通常勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所
交通事情等のために一時宿泊する旅館・ホテル等

家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院

台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所

出張期間が長期にわたり、用務地までの間の往復行為に反復・継続性が認められる宿泊施設等

事例 午後8時まで時間外勤務を行い、遅くなったために帰らず勤務公署近くの実家に泊まり、翌朝出勤の途中に発生した災害

▶**通勤非該当**：通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出勤務に備えて設けた宿泊場所については、「住居」として認められるものであるが、これは宿泊施設を設けるだけの社会通念上の合理性（深夜に及ぶ長時間勤務が頻繁にある等）がある場合であり、本件のように実家が勤務公署の近くにあったからこそ利用しているような場合は長時間勤務のために備えて設けた宿泊場所とはいえず、「住居」には当たらない。

勤務場所

職務を遂行する場所として明示又は暗示の指定を受けた場所。

通常の場合は、職員が勤務する勤務公署であるが、その他地方公務員法第42条に基づき任命権者が企画、立案、実施したレクリエーションの実施場所、長期にわたる出張の場合の用務先も「勤務場所」に含まれる。

合理的な経路及び方法

「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、移動に用いられる経路及び方法のうち、一般に、職員が用いられると認められる経路及び方法をいうものであり、通常利用する経路及び方法はひとつに限定されるものではなく、通常利用する経路及び方法が複数ある場合は、それらについても「合理的な経路及び方法」と認められることとなる。

事例 出勤途上、近道のため民営の駐車場内を通り抜けようとして、入り口にある鎖に足を引っ掛けて転倒

▶**通勤非該当**：駐車場には所有者によって入り口に鎖が設置され、関係者以外の通行を禁止していることから、当該駐車場は合理的な経路とは認められない。

事例 自宅から約40km離れた勤務公署へ自転車で出勤する途上での交通事故

▶**通勤非該当**：通常一般人であれば、40kmの距離を自転車で通勤した場合、体力の消耗等により勤務に支障をきたすものと考えられ、社会通念上、合理的な通勤方法とは認められない。

逸脱・中断

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいう。被災職員の行為が「逸脱・中断」とであると認められた時点から、その後は一切通勤と認められない。なお、経路上の店でタバコ、雑誌などを購入する場合、駅構内でソバ等を立ち喰いする場合、用便のため経路上又は経路近くの公衆便所等に立ち寄る場合等は通勤に通常随伴する行為として認められるため、「逸脱・中断」には該当しない。

また、当該「逸脱・中断」が日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限のものである場合は、その逸脱又は中断の間の災害を除き、合理的な経路に復した後は「通勤」として取り扱う。

日常生活上必要な行為

- ア 日用品の購入その他これに準ずる行為
 - 飲食料品、衣料品、文房具・書籍など日常生活用品の購入
 - 独身者の通勤途上での食事
 - 理髪店・美容室へ行く場合
 - 市役所等に戸籍抄本等を取りに行く行為 等
- イ 教育機関等へ通う行為
- ウ 病院又は診療所において診察又は治療を受けること、その他これに準ずる行為
- エ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- オ 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、子、父母、配偶者の父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、職員と同居している職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者等の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

事例 退勤途上、友人と喫茶店で1時間程度雑談し、その後合理的経路に復した後に転倒

▶**通勤非該当**：本件のような喫茶店に1時間程度立ち寄る行為については、喉の渴きを癒すためではなく雑談するために過ごしたものであるため「逸脱・中断」に該当し、また、当該行為は「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」とは認められないため、例え合理的経路に復した後の災害であっても通勤災害とは認められない。